

別表 1

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 基金事業者	5 補助率
参入促進				
①介護人材参入促進事業	別表2の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第2欄に定める額	別表2の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第3欄に掲げる事業実施に必要な同表第4欄に定める経費	別表2の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第5欄に定める者	10/10
②介護未経験者等講習支援事業	1 研修当たり 500千円	介護未経験者等を対象にした介護サービスの職場体験を含む研修の実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費（1時間当たりの単価は原則10,000円を上限とし、対象時間は研修時間のほか、必要に応じ、打合せ等の拘束時間を含めて差し支えない。以下同じ。） ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃借料 ⑪委託料（前記①から⑩に掲げる経費に該当するもの）	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	10/10
③学生等就職支援事業	267千円	介護福祉士養成施設の学生等向けの職場選びに資するセミナー及び就職面接会を一体的に開催する	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関す	3/4

		<p>ために必要な次に掲げる経費</p> <p>①報償費</p> <p>②旅費</p> <p>③食糧費</p> <p>④消耗品費</p> <p>⑤印刷製本費</p> <p>⑥通信運搬費</p> <p>⑦広告料</p> <p>⑧手数料</p> <p>⑨使用料及び賃借料</p> <p>⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの）</p> <p>⑪その他知事が必要と認めた経費</p>	<p>る専門的な資格等を有する者が構成する団体</p> <p>③介護サービス事業者団体</p> <p>④その他知事が認める者</p>	
④介護助手養成支援事業	知事が必要と認めた額	<p>介護職員の業務を専門性に応じて分類し、就労を希望する高齢者等を「介護助手」として養成するために必要な次の経費</p> <p>①報償費</p> <p>②旅費</p> <p>③食糧費</p> <p>④消耗品費</p> <p>⑤印刷製本費</p> <p>⑥通信運搬費</p> <p>⑦広告料</p> <p>⑧手数料</p> <p>⑨使用料及び賃借料</p> <p>⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの）</p> <p>⑪その他知事が必要と認めた経費</p>	<p>①介護サービス事業者団体</p> <p>②その他知事が認める者</p>	3/4
⑤介護実習支援事業	知事が必要と認めた額	<p>介護福祉士養成施設の学生が介護施設・事業所で受講する介護実習の円滑化を</p>	<p>①介護福祉士の養成施設又はその団体</p>	3/4

		図るために行う調査や研修の実施等に必要に次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪その他知事が必要と認めた経費	②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	
⑥介護に関する入門的研修支援事業	1 研修当たり 364千円 ただし、研修の一部のみを実施する場合は以下のとおりとする ①基礎講座のみ 52千円 ②入門講座のみ 312千円	中高年齢者等の介護未経験者が介護職や介護ボランティアに参入しやすくするために行う入門的研修の実施及び施設等とのマッチングに必要な次に掲げる経費 ※別に定める	市町村	10/10
定着支援（労働環境・処遇の改善）				
①新人介護職員定着のための取組支援事業	知事が必要と認めた額	就業間もない新人介護職員の定着を図るために行う調査研究や研修の実施等に必要に次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体	3/4

		<p>⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪その他知事が必要と認めた経費</p>	④その他知事が認める者	
②施設内保育施設運営支援事業	別表4に掲げる基準額のとおり	<p>介護施設・事業所における保育施設等の運営に必要な次の経費 ①給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） ②委託費（上記①に該当する経費）</p>	<p>保育料として1人あたり平均月額10,000円以上徴収している介護施設・事業所等（公立・公的を除く）</p>	2/3
③介護ロボット導入支援事業	<p>1機器につき600千円 ただし、サービスの区分に応じ以下の台数を限度とする ①施設・居住系サービス 利用者定員数を10で除した数 ②在宅系サービス 利用定員数を20で除した数</p>	<p>介護ロボットの導入に必要な購入、レンタル又はリースに要する経費 ただし、知事が適当と認めた介護ロボットに限る。 なお、交付の決定には別表5に掲げる条件が付されるものとする。</p>	<p>①介護サービス事業者 ②その他知事が認める者</p>	1/2
資質の向上				
①介護支援専門員等養成事業	知事が必要と認めた額	<p>介護支援専門員の資質向上のための研修の実施に必要な次に掲げる経費（研修に使用する教材費等</p>	<p>知事が指定する研修実施機関</p>	10/10

		(実費相当)並びに 研修会場までの受講 者の旅費及び宿泊費 に係るものを除く。) ①給与費(常勤職員 給与費、非常勤職 員給与費、法定福 利費等) ②報償費 ③旅費 ④食糧費 ⑤消耗品費 ⑥印刷製本費 ⑦通信運搬費 ⑧広告料 ⑨手数料 ⑩保険料 ⑪使用料及び賃借料 ⑫委託料(前記①か ら⑪に掲げる経費 に該当するもの) ⑬その他知事が必要 と認めた経費		
②現任介護職員 キャリアアッ プ支援事業	別表3の第 1欄に掲げる 事業区分ごと に同表の第2 欄に定める額	別表3の第1欄に 掲げる事業区分ごと に、同表の第4欄に 定める対象経費	①介護福祉士 の養成施設 又はその団 体 ②介護に関す る専門的な 資格等を有 する者が構 成する団体 ③介護サービ ス事業者団 体 ④その他知事 が認める者	10/10
③代替職員の確 保による実務 者研修等支援 事業	知事が必要と 認めた額 ※別に定める	現任介護職員等が 各種研修を受講して いる期間における代 替職員確保のための 事業の実施に必要な 次に掲げる経費	①介護サービ ス事業者 ②その他知事 が認める者	3/4

		※別に定める		
④認知症ケア研修事業	知事が必要と認めた額	<p>介護施設・事業所の管理者等を対象に、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るために行う認知症ケアに必要な知識や技術の研修の実施等に必要に次掲げる経費</p> <p>①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪負担金 ⑫その他知事が必要と認めた経費</p>	<p>①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者</p>	3/4
⑤権利擁護人材育成事業	知事が必要と認めた額	<p>認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材の確保を図るため、市民後見人の養成やその権利擁護活動の適正な実施を図るために行う研修や講演会の実施等に必要に次掲げる経費</p> <p>①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料</p>	市町村	3/4

		<p>⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの）</p> <p>⑪その他知事が必要と認めた経費</p>		
⑥介護予防の推進のための指導者育成事業	知事が必要と認めた額	<p>地域における介護予防の取組を強化するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士を対象に行う研修の実施等に必要に次に掲げる経費</p> <p>①報償費</p> <p>②旅費</p> <p>③食糧費</p> <p>④消耗品費</p> <p>⑤印刷製本費</p> <p>⑥通信運搬費</p> <p>⑦広告料</p> <p>⑧手数料</p> <p>⑨使用料及び賃借料</p> <p>⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの）</p> <p>⑪その他知事が必要と認めた経費</p>	県単位のリハビリテーション関連団体	3/4

別表 2 (介護人材参入促進事業関係)

1 事業区分	2 基準額	3 事業内容	4 対象経費	5 基金事業者
介護人材参入促進事業				
①進路選択学生等支援事業	1,000千円	<p>A又はBの事業の実施</p> <p>A 相談助言及び指導を行う専門員を配置し、次の事業を実施</p> <p>①中学校、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事やその魅力を紹介する事業</p> <p>②中・高校生、家族、教員の相談に応じ、助言・指導等を行う事業</p> <p>③高齢者、主婦層、転職者等の地域住民の福祉・介護に関する理解と認識を深めるための意識啓発に係る地域イベント、説明会等を開催する事業</p> <p>B 留学生に対し、カリキュラム外の時間において、外部講師による日本語学習支援や専門知識等を強化するための指導を実施</p>	<p>事業実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>①報酬</p> <p>②共済費</p> <p>③賃金</p> <p>④報償費</p> <p>⑤旅費</p> <p>⑥食糧費</p> <p>⑦消耗品費</p> <p>⑧印刷製本費</p> <p>⑨通信運搬費</p> <p>⑩広告料</p> <p>⑪手数料</p> <p>⑫使用料及び賃借料</p> <p>⑬委託料（前記①から⑪に掲げる経費に該当するもの）</p> <p>⑭その他知事が必要と認めた経費</p>	<p>社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士養成施設等</p>
②介護への理解促進事業	知事が必要と認めた額	<p>小中高の生徒や地域住民等を対象とした介護の魅力の発信や介護への理解の促進のため</p>	<p>事業実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>①報償費</p> <p>②旅費</p>	<p>①介護福祉士の養成施設又はその団体</p> <p>②介護に関する</p>

		に行う研修や出前 講座等の実施	③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び 賃借料 ⑩委託料（前 記①から⑨ に掲げる経 費に該当す るもの） ⑪その他知事 が必要と認 めた経費	る専門的な 資格等を有 する者が構 成する団体 ③介護サービ ス事業者団 体 ④その他知事 が認める者
--	--	--------------------	--	---

別表3（現任介護職員キャリアアップ支援事業関係）

1 事業区分	2 基準額	3 事業内容	4 対象経費
現任介護職員キャリアアップ支援事業			
①キャリアアップ研修支援事業	知事が必要と認められた額	現任の介護職員等を対象としたキャリアアップや資質向上に資する高度・専門的技術等の修得のために行う研修の実施や支援等	事業実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃借料 ⑪委託料（前記①から⑩に掲げる経費に該当するもの） ⑫その他知事が必要と認められた経費
②キャリア形成訪問指導事業	1回当たり468千円 会場を借り上げて実施する場合、1日当たり185千円以内を加算	介護福祉士養成施設等の教員等が、福祉・介護施設や事業所を巡回・訪問し、施設・事業所からの要請に応じて実施する次の事業 ①個々の施設・事業所の要望や実状に合わせた研修プログラムの作成、当該研修のための講師の派遣 ②職員のキャリアアップや資質向上に資する職員の能力評価方法の提供	事業実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦使用料及び賃借料

別表 4（施設内保育施設運営支援事業関係）

基準額

施設内保育施設の種別は次のとおりとする。

A型： 児童4人以上で保育時間8時間以上かつ保育士等職員2人以上有するもので、B型に該当しないものとする。

ただし、A型のうち児童1人以上4人未満で保育時間8時間以上かつ保育士等職員2人以上を有するものは、A型特例とする。

B型： 児童10人以上で保育時間10時間以上かつ保育士等職員4人以上有するものとする。

ただし、B型のうち児童30人以上で保育時間10時間以上かつ保育士等職員10人以上を有するものは、B型特例とする。

各施設内保育施設につき、1により算定した基本額から、2により算定した保育料収入相当額を控除した額

1 基本額

A型特例 1人 × 180,800円 × 運営月数

A型 2人 × 180,800円 × 運営月数

B型 4人 × 180,800円 × 運営月数

B型特例 6人 × 180,800円 × 運営月数

2 保育料収入相当額

保育料収入相当額は、24,000円に運営月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては、対象となる上限の人数は表1のとおりである。

表1 上限人数

種別	保育児童
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

別表 5 (介護ロボット導入支援事業関係)

要 件
<p>次の1及び2の条件が付されるものとする。</p> <p>【購入の場合】</p> <p>1 計画の作成</p> <p>機器ごとに介護従事者負担軽減のための「介護ロボット導入計画（別記様式第2号別紙2-オ（別紙）」を作成する。当該計画については、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となる内容とする。</p> <p>2 導入効果の報告</p> <p>導入した介護ロボットを使用することによって得られた、業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを、客観的な評価指標に基づいて記録し、導入年度から3年間、当該年度の使用状況を「介護ロボット使用状況報告書（別記様式第5号別紙2-オ（別紙）」により、翌年度4月末までに報告する。</p> <p>【レンタル又はリースの場合】</p> <p>1 計画の作成</p> <p>機器ごとに介護従事者負担軽減のための「介護ロボット導入計画（別記様式第2号別紙2-オ（別紙）」を作成する。当該計画については、3年間継続してレンタル又はリースを行うことを前提とし、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となる内容とする。</p> <p>なお、補助金の交付は、単年度ごとに決定するものとする。</p> <p>2 導入効果の報告</p> <p>導入した介護ロボットを使用することによって得られた、業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを、客観的な評価指標に基づいて記録し、補助金の交付の対象となった年度の使用状況を「介護ロボット使用状況報告書（別記様式第5号別紙2-オ（別紙）」により、翌年度4月末までに報告する。</p>